

水源開発問題全国連絡会 第二回総会

1995年 10月 28日

福井県 美山町内 池田町内 にて。

経過報告

1995年1月26日

見直し機関設置を求める緊急行動

衆議院会館会議室に於ける会議

建設大臣への要請

シンポジウム「公共事業見直し」の開催

1995年3月から5月

長良川河口堰問題円卓会議

1995年6月30日

建設省、「ダム事業の評価システムの試行」を発表

以降、これへの対応

1995年7月26日

「ダム事業の評価システムの試行」に対する拡大事務局会議

水源連としての見解、方針を決定

建設大臣に面会し、この撤回を求めた。

後日、首相筆頭秘書官に、村山總理大臣宛の要請書（試行の撤回と第三

者機関としての見直し機関の設置要求）を手渡した。

建設大臣、

「ダム事業の評価システムの試行」を発表！

その本質はダム反対運動つぶし！！

野坂建設大臣は6月30日の閣議後の記者会見で、「ダム事業の評価システムの試行」なるものを7月から行なうことを明らかにしました。試行の対象事業は新規事業と既に事業化が進行している11のダム事業とされています。11のダムのうち8事業は、現地の運動団体が水源開発問題全国連絡会と共に建設反対を主張してきたダム事業です。

建設省は7月からこの「試行」に着手する、としているので、水源開発問題全国連絡会としてもこれに対する態度を明確にすることにしました。とくに8事業と闘っている団体に、その判断材料として、建設省から出された文書、説明を受けたときのやりとり、東京事務局会議での討議・検討内容、東京事務局の見解を送付しました。

地元で8事業と闘っている水源開発問題全国連絡会関連の団体代表者と東京事務局メンバーが7月26日に第二衆議院議員会館第三会議室で事務局会議を開きました。そこで決定した水源開発問題全国連絡会の方針と、この問題に関する経過、及び各地の取り組みを報告すると共に、今後の方針についてFAX等で関係団体に提案した内容を記します。

関連文書（東京事務局で保管）

1. 建設省が記者発表した「ダム事業の評価システムの試行」
2. 水源開発問題全国連絡会が建設省河川局開発課で受けた説明内容
3. 「大規模公共事業に関する総合的な評価方策検討委員会の設置について」建設省
4. 「ダム事業の評価システムの試行」に関する建設局長通達
5. 「ダム事業の評価システムの試行」に関する河川局開発課長通達
6. 野坂建設大臣への要請書（7月26日に面談の上、手渡した）
7. 村山内閣総理大臣への要請書（8月下旬に河野筆頭首相秘書官に手渡した）
8. 各地の取り組みと発行文書

1. 経過報告

6月30日、

建設省が「ダム事業の評価システムの試行」発表。

深夜から、このニュースと配布資料が手元に届いてすぐ、対象とされている7事業と闘っている団体に連絡をとる。

7月3日、

午後5時、河川局開発課に行き、「水源開発問題全国連絡会として事実関係を掌握したいのでとりあえず説明を聞きたい。水源連としての見解は後日あきらかにしたい」として、担当者3名（宮本建設専門官、稲田課長補佐、大西課長補佐）から説明を受ける。あわせて発表文書をもらう。

7月4日、

午前中、電話で宮本建設専門官に補充質問

午後9時より東京事務局会議を出席可能な範囲で開いた。その結果、前記した水源連東京事務局としての当面の方針を決定。

7月11日、

東京事務局会議を開き以下のことを決めた。

- 「評価システムの試行」について水源開発問題全国連絡会の見解を明らかにする。
- 東京事務局は「評価システムの試行」の問題点を整理し、見解の叩き台（東京事務局案）、及び、内閣総理大臣と建設大臣への「申し入れ」の原案を作成する。
- 関連情報と東京事務局案を会員に送付し、会員の意見をよせてもらう。
- 特に関連8団体の代表者を含めた事務局会議を開き、よせられた意見を参考しながら、水源開発問題全国連絡会の見解を決定する。その見解を内外に明らかにする。
- 水源開発問題全国連絡会の見解に基づき、建設大臣・建設省と交渉する。
- 自治労・全水道に協力を要請する。
- 五十嵐広三内閣官房長官との話し合いの実現に努力する。

7月14日。
 ・建設省が河川局長名で、各地方建設局長・北海道開発局長・沖縄総合事務局長・水資源開発公団総裁宛に、「ダム事業等に係る事業評価方策の試行について」を送付（河川局長通達）
 ・建設省が河川局開発課長名で、各地方建設局河川部長・北海道開発局建設部長・沖縄総合事務局開発建設部長・水資源開発公団第1工務部長宛に、「ダム事業等に係る事業評価方策の試行について」の運用上の留意点を送付

7月26日。
 ・地元6地域7団体代表者と東京事務局による事務局会議（沙流川関係者と吉野川第十堰関係者は都合がつかず欠席）
 ・野坂建設大臣に「ダム事業の評価システムの試行」の白紙撤回を申し入れ
 ・建設省記者クラブで記者会見

8月10日
 ・全会員と関係者にこの問題について「水源開発問題全国連絡会便り」を発行して知らせる。

8月25日
 ・河野筆頭首相秘書官に村山内閣総理大臣宛の要請書を手渡す。

9月25日
 ・東京事務局、8事業の反対運動団体に各地の状況を報告。あわせて、今後の方針について東京事務局案を提示

9月27日
 ・東京事務局代表者4名が大規模林道問題全国ネットワーク事務局と共に話題に向けて話し合う。

10月3日
 ・東京事務局会議。総会に向けた準備を討議。
 このほか、建設省担当者に電話問い合わせ

・建設省通達98号99号に審議委員会が出す結論として「継続・変更・中止」が記載されているのは、審議委員会の結論を誘導・束縛することを恐れたからである。記者発表資料に載せたのはいわば例示である。
 ・審議委員会の結論は一つにまとめられてもまとめられなくてもよい。どのような結論が出ても、それを尊重して建設省が判断する。
 ・市民団体と地方建設局が共催でシンポジウムを行うのもよいだろう。ただし、審議委員会とは別個のものとするならば、

2. 「ダム事業の評価システムの試行」出された背景：

- 野坂建設大臣は水源連との第1回目の話し合い（1994年7月）で、五十嵐広三氏が建設大臣時代に私たちに表明（1993年12月）した「計画を建てたところが見直すのは容易ではないので、第3者機関による見直しが必要」という見解について、「五十嵐さんと同じ考え方である」と述べた後に、「建設省に関係するものは先ず建設省が見直しをするのも良いのではないか」と続けている。私たちはこの発言に対して直ちに、「第3者機

- 関による見直しでないと見直しにならない」と反論している。
- 本年5月22日に野坂建設大臣が「長良川河口堰本格運用」を決定した。これに対して、五十嵐広三氏は内閣官房長官として「公共事業を見直しする第三者機関の設置が必要だ」と述べている。この時、野坂建設大臣は公共事業の見直しについては1言も触れていない。
 - 「長良川河口堰本格運用」決定にたいして、世論、マスコミの論調は圧倒的に批判的であった。建設省・建設大臣が世論に圧倒された状態にあり、何等かの見直しのポーズを見る必要があった。
 - 全国各地に水源開発問題に反対する闘いが存在し、建設省が思うようには事業が進んでいない。
 - 高見裕一衆議院議員たちが中心になって、公共事業計画の決定権を官僚から国会に移行させることを目的にした「コントロール法案」を国会に出す用意をしている。
 - 本年6月2日に建設省は省内の業務執行改善推進本部に「大規模公共事業に関する総合的な評価方策検討委員会」を設置することを明らかにしている（資料4）。今回の『評価システムの試行』はその第1弾である。

これらの経過から、事業者である建設省がその事業を進めるために、見直しのポーズをすることにより、ダム反対運動の切り崩しをねらったことは明らかである。

3. 内容から見た問題点と捉えかた

問題点

- 「建設省が主宰するものであり、第三者機関ではない」ので、公正さは期待できない。
- 知事を審議委員推薦の責任者としている。地方自治体の責任者である知事は、水源開発事業推進の当事者である。審議委員会が事業推進に向けた結論を出すことは目に見えている。
- 反対住民は審議委員会の構成から1方的に排除されている。
- 反対自治体の代表権は流域自治体の代表権とまったく同一。これでは建設省の意を汲んで事業推進の立場をとっている流域自治体の数で押し切られるのは明らか。ダム反対運動に対する包囲網を造ったようなもの。
- 目的を「地域の意見を的確に把握する」ことに置いている。しかしこの審議委員会構成では「地域の意見を的確にまとめる=事業推進」の結論は目にみえている。
- 事業の必要性などについて、科学的判断を加えることが必要不可欠なことであるが、その認識がない。科学的な判断を加えるにしても、反対派の論拠を支持する人がそれに加わることが保障されていない。

捉えかた

数十年も前に策定された水源開発事業計画が時代と社会の変遷を経ることにより、現在ではその事業の根拠が喪失している。それにもかかわらずこれらの事業計画の事業化は進んでいる。

これらの地域では計画当初から反対運動が闘われている。今まで建設省は地元自治体の合意が得られなければ事業強行はやらない、という姿勢でいた。反対をする地元自治体に対しては、合意が得られるまで執拗な行政圧迫が続けられてきた。行政圧迫で息の根をとめられかけたり、廃村に追い込まれた自治体もある。

今これらの事実が世間に知られるようになった。そのほかにも、データの非公開、反対派住民との本質的問題についての話し合いの拒否、など建設省の対応は卑劣なものであった。県は反対派住民にたいし、建設省の尖兵としての役割を積極的に果たしてきた。世論はこれを批判し、反対運動は孤立・消滅するどころか世論を味方に付けている。

さすがに「これまでのやり方ではまずい」と建設省は判断したのである。一見民主的な装いをかもしつつ、建設省の事業をやり遂げるための方策、それが今回の『評価システムの試行』である。

『評価システムの試行』に期待をかけるのは幻想である。審議委員会の構成は、事業に対して反対的立場の人たちはほんの一部で、ダム推進者が大部分を占める仕掛けになっている。言葉では「中止も有り得る」と説明するが、実際には「ダム推進」の結論しかでようがない。すなわちこの『評価システムの試行』は反対運動を一気に切り崩そうとするものである。

『評価システムの試行』にたいする一切の幻想を捨て、水源連の「第三者機関による見直し」を実現させねばならない。

4. 水源開発問題全国連絡会の見解と方針（7月26日決定）

7月26日、「ダム事業の評価システムの試行」に対する水源開発問題全国連絡会としての見解と方針を決めるための緊急事務局会議を開きました。対象とされている11事業の内8事業が水源連と連携した反対闘争が取り組まれている事業であることから、この会議には全国各地の代表者が出席しました。

水源開発問題全国連絡会の方針

1. 「ダム事業の評価システムの試行」の撤回を政府に求める。
2. 水源開発問題全国連絡会が作成した「公共事業見直し機関」草案を骨子とした、「第三者機関による見直し」を求める。
3. 「ダム事業の評価システムの試行」が各地で強行されないよう、地方建設局長と知事に申し入れるとともに監視をする。

野坂建設大臣と村山建設大臣への申し入れ

この決定に基づき、野坂建設大臣と村山内閣総理大臣に対する「申し入れ書」、「要請書」を作成しました。

午後4時10分から野坂建設大臣と面会し、建設大臣への「申し入れ書」を読み上げて手渡しました。野坂建設大臣は「いわれることは分かりました。申し入れ書を受け取ったばかりなので今は何も申し上げることはありません。あとで事務方と検討致します」と答えました。

その後、建設省記者クラブで記者会見を行い、水源連の見解を明らかにするとともに、野坂建設大臣に「ダム事業の評価システムの試行」の撤回を申し入れたこととその時の大臣の対応を報告しました。

村山建設大臣に対しては、後日に河野筆頭秘書官に要請書を手渡しました。

水源開発問題全国連絡会の見解

「ダム事業の評価システムの試行に対する水源開発問題全国連絡会の見解

「ダム事業の評価システムの試行」の撤回と 「公共事業見直しの第三者機関」設置を求める

6月30日に建設省は『ダム事業の評価システムの試行』を明らかにした。

これには下記三点の特徴がある。

1. 『評価システムの試行』は私たちが求めていた「第三者機関による見直し」ではなく、「事業者による見直し」であり、それも知事等を巻き込んで「第三者的よそおい」をほどこしたものである。
2. 『評価システムの試行』において、ダム審議委員会を構成する委員の推薦が知事に一任されている。
3. 審議委員会の構成で、事業に反対の立場を持つ人が参加する機会はほとんどなく、大半は事業促進の立場の人が占める仕掛けになっている。

従って、これには次のような問題がある。

1. 事業者が決定した事業計画を事業者が見直し、それを公的見直しの如くみせることはまったく無意味なことである。これまで元建設大臣・現内閣官房長官である五十嵐広三氏が再三言明しているように、第三者機関による見直しでなければ、公正さは期待できない。
2. 知事はこれまで事業推進の中心的役割を果たしている。知事が建設省の実質的出先（機関）であることは周知のことである。このような知事が委員を推薦する『ダム審議委員会』から出される結論は、「事業計画追認・推進」以外あるいは。
3. 見直しで最も重要な事は対象事業の必要性を真摯に検討することである。事業に反対の立場の人がほんの一部しかいないような委員会構成ではそれを期待することはできない。『評価システムの試行』に示されている委員会構成では反対の立場の人は圧倒的多数の事業推進論者に押しつぶされるのは明らかである。

私たちは、このような性格を持つ『評価システムの試行』のねらいは「ダム事業の推進」と「全国で闘われている水源開発反対運動の切り崩し」にあるととらえる。よって、私たちは『評価システムの試行』に対し強く反対する。

「見直し」はあくまで公正さが保障されなければならない意義を持たないと考える。私たちは「第三者機関による見直し」を求める。それは先に私たちが作成した「公共事業見直し機関」草案が骨子でなければならないと考える。

以上より、私たちは、『ダム事業の評価システムの試行』の撤回と、私たちが先に作成した「公共事業見直し機関」草案を骨子とした「第三者機関による見直し」を求めるものである。

1995年7月26日

水源開発問題全国連絡会

5. 1995年9月17日現在の状況

ダム事業審議委員会の状況（水源開発問題全国連絡会関連）

建設省が「ダム事業の評価システムの試行」と称して、11箇所のダム事業について審議委員会を発足させつつあります。11のうち8事業は水源開発問題全国連絡会と連絡を取り合って闘わ
れている水源開発反対運動の対象事業です。水源開発問題全国連絡会はこの「ダム事業の評価シ
ステムの試行」については上記の見解を7月26日に明らかにしました。

地域運動体からの情報

建設大臣と内閣総理大臣に上記の要請をしたにもかかわらず、建設省は各事業に関する審議委員会を準備、若しくは発足させています。

川辺川ダム、苦田ダム、細川内ダム、吉野川第十堰建設、渡良瀬遊水地総合開発（第2期）
と闘う仲間たちは、既に知事や地方建設局長に対して、審議委員会の撤回、審議委員候補者への就任拒否要請、若しくは推薦撤回等を求める運動を起こしています。

川辺川ダム、苦田ダム、細川内ダム、吉野川第十堰建設、足羽川ダム、渡良瀬遊水地総合開
発（第2期）、沙流川総合開発について地元運動体から水源連事務局に情報がよせられました。
地元新聞と建設省記者発表資料も参考にしながらここに整理・掲載します。

1. 川辺川ダム事業

1) 審議委員会構成

学識経験者

| | | |
|------|---------------|---------|
| 岩崎泰顕 | 熊本大学理学部教授 | (地質) |
| 江藤 孝 | 熊本大学法学部教授 | (法律) |
| 長 智男 | 九州共立大学学長 | (農学) |
| 戸田義宏 | 九州東海大学農学部教授 | (環境) |
| 米沢和彦 | 熊本県立大学総合管理学部長 | (地域づくり) |

関係知事

福島譲二 熊本県知事

関係市長村長

福永浩介 人吉市長
高岡隆盛 相良村長
西村久徳 五木村長

関係県議会議員

高田昭二郎 熊本県議会議員
関係市町村議会議員
恒松 新 相良村議会議長
照山哲栄 五木村議会議長

2) 進捗状況

県民からの撤回要求にもかかわらず、9月8日、第一回を開催（県民の傍聴不許可）。
第二回は未定。

3) 運動体としての対応

9月6日、九州地方建設局長と熊本県知事に審議委員会設置の撤回を求める。進行した場合
は無視をしないで公開（傍聴）を要求し、徹底的に監視する。
灌漑排水異議申し立てに基づく第四回目の口頭審理の実現を追求中

2. 苦田ダム

1) 審議委員会構成

学識経験者

| | |
|--------|-------------|
| 小坂二度見 | 岡山大学長 |
| 大原謙一郎 | 岡山経済同友会代表幹事 |
| 佐々木勝美 | 山陽新聞社長 |
| 水野三重子 | 岡山県婦人協議会会长 |
| 都道府県知事 | |

長野土郎

都道府県議会議長

高橋幸定

関係市長村長

石田 守

井元乾一郎

安宅敬祐

関係市町村議会

小林由隆

田口 勘

花岡 薫

岡山市議会議長

奥津町長（ダム事業地）

鏡野町長（ダム事業地）

岡山市長（下流市町村代表）

奥津町議会議長（ダム事業地）

鏡野町議会議長（ダム事業地）

岡山市議会議長（下流市町村代表）

2) 進捗状況

7月31日、岡山県知事、中国地建に委員推薦

8月29日、設置

3) 運動体としての対応

8月17日、中国地方建設局長に審議委員会設置取りやめを要請。推薦された委員に対しては、
辞退を要請

3. 細川内ダム

1) 徳島県からダム審議委員会就任の打診を受けた人

学識経験者

| | |
|-----------|--------------------------|
| 添田 喬 (71) | 徳島文理大学長（工学博士） |
| 岡元大三 (76) | 徳島県商工会議所連合会会頭（岡元木材（株）会長） |
| 岡田洋之 (68) | 弁護士（環境審議会、都市計画審議会） |
| 伊東秀子 (58) | 四国大学教授（徳島県女性対策協議会） |
| 浅居孝教 (58) | （社）徳島新聞社論説委員長 |

行政機関の代表

| | |
|------|------------------------|
| 園藤寿穂 | 徳島県知事 |
| 秦 庄市 | 徳島県議会議長 |
| 小泉隆一 | 那賀川町長（沿川市町村長の代表） |
| 松本善明 | 那賀川町議会議長（沿川市町村議会議長の代表） |
| 藤田 恵 | 木頭村長（ダム事業地） |
| 久米 登 | 木頭村議会議長（ダム事業地） |

藤田村長、久米議長は徳島県知事からの委員就任要請に対して、「半数の委員は県知事が、
他の半数は木頭村長が選ぶ」ことなど3点を申し入れ、その要請が通らないと審議委員会に
加わらないとしている。

浅居氏は、木頭村長が入らないのでは意味がないとして、辞退表明

2) 進捗状況

審議委員会は発足していない。

3) 村としての対応

上記要望書を徳島県知事に提出

4. 吉野川第十堰建設

1) 徳島県からダム審議委員会就任の打診を受けた人

学識経験者

| | |
|-----------|--------------------------|
| 添田 喬 (71) | 徳島文理大学長（工学博士） |
| 岡元大三 (76) | 徳島県商工会議所連合会会頭（岡元木材（株）会長） |
| 岡田洋之 (68) | 弁護士（環境審議会、都市計画審議会） |
| 伊東秀子 (58) | 四国大学教授（徳島県女性対策協議会） |
| 浅居孝教 (58) | （社）徳島新聞社論説委員長 |

行政機関の代表

| | |
|------|----------------|
| 園藤寿穂 | 徳島県知事 |
| 秦 庄市 | 徳島県議会議長 |
| 小池正勝 | 徳島市長（事業地右岸） |
| 喜多宏思 | 徳島市議会議長（事業地右岸） |
| 堀江長男 | 藍住町長（事業地左岸） |
| 川上邦夫 | 藍住町議会議長（事業地左岸） |

2) 進捗状況

審議委員会は発足していない。

3) 運動体としての対応

県民全体で考え、その意向が的確に反映される見直しができるよう、四国地建と徳島県知事に要請。人選の見直しを数団体が要請。推薦された委員に対しては辞退することも数団体が要請

5. 足羽川ダム

1) 審議委員会構成

学識経験者

| | |
|-------|-----------|
| 神野 博 | 福井大学長 |
| 市橋 保 | 福井県経団連会長 |
| 山内フミ子 | 福井県婦人連合会長 |
| 吉田耿介 | 福井新聞社長 |

行政機関の代表

| | |
|-------|---------------------|
| 栗田幸雄 | 福井県知事 |
| 酒井哲夫 | 福井市長（沿川市町村長） |
| 藤田海三 | 美山町長（事業地市長村長） |
| 古川嘉雄 | 池田町長（事業地市長村長） |
| 中島彌昌 | 福井県議会議長（県議会代表） |
| 中村正秋 | 福井市議会議長（沿川市町村議会代表） |
| 木内俊昭 | 美山町議会議長（事業地市町村議会代表） |
| 長谷川重成 | 池田町議会議長（事業地市町村議会代表） |

2) 進捗状況

9月 22 日発足予定

3) 運動体としての対応

10月 28、29日の全国大会にむけて結成した全国大会実行委員会で検討中。

美山町長・議長は審議委員会が多数決で事業推進の結論を出すようならば、その時点で辞退の意向

6. 渡良瀬水地総合開発第2期

1) 審議委員会構成

準備中

2) 進捗状況

一都五県の知事に審議委員の推薦を依頼している段階

3) 運動体としての対応

8月 30 日、関東地方建設局長に撤回を要求。対案として、連続シンポジウムを共催することを提案

8月 31 日、栃木県知事に、審議会委員推薦を見合わせること、委員を辞退すること、連続シンポジウム実現への協力を要請。

9月 1 日、東京都知事に審議会委員推薦を見合わせること、委員を辞退すること、連続シンポジウム実現への協力を要請。

7. 沙流川総合開発

1) 審議委員会構成

学識経験者

| | |
|-------|---------|
| 内田昭夫 | 北海道大学 |
| 東 三郎 | 森林空間研究所 |
| 佐藤あさ子 | 光園女子短大 |
| 野島昭夫 | 拓銀総合研究所 |

行政機関の代表者

| | |
|------|---------|
| 堀 達也 | 北海道知事 |
| 伊達忠一 | 北海道議会議員 |
| 中道義道 | 平取町長 |
| 村上武夫 | 振内町議会議長 |
| 郡司 啓 | 門別町議会議員 |
| 松平恭司 | 門別町議会議員 |

2) 進捗状況

1回目が行われたもよう

3) 運動体としての対応

審議委員会を認めることができない。建設大臣、北海道開発局などには全国規模で、構成メンバーには地元から、抗議と取り消しを求める運動を展開する。

8. 宇奈月ダム

1) 審議委員会構成

学識経験者

| | |
|-------|-----------------------------|
| 柳田友道 | 富山健康科学専門学校長 |
| 上野隆三 | (株) 北日本新聞社 代表取締役社長 |
| 吉田忠祐 | 黒部商工会議所会頭 (YKK (株) 代表取締役社長) |
| 本田百合子 | 本田コンサルタンツ代表・公認会計士 |

関係知事

| | |
|--------|-------|
| 中沖 豊 | 富山県知事 |
| 関係市町村長 | |

中谷延之 宇奈月町長
荻野幸和 黒部市長
柚木春雄 入善町長
関係県の議会の議員
西島栄作 富山県議会議員
関係市町村の議会の議長
坂井 守 宇奈月町議会議長

2) 進捗状況
9月8日、設置
10月13日、第1回審議会開催予定

9. 小川原湖総合開発

1) 審議委員会構成

学識経験者
岩淵義弘 (株) 東奥日報社代表取締役社長
篠辺三郎 弘前大学名誉教授
鈴木幸三 八戸工業大学工学部教授
対馬徹弘 青森商工連合会副会長
新山博昭 (株) デーリー東北新聞社代表取締役社長
渡辺利雄 青森大学経営学部教授
関係知事
木村守男 青森県知事
関係市町村長
鈴木重令 三沢市長
蛇名省吾 上北町長
蛇沢喜代治 東北町長
土田 浩 六ヶ所村長
関係県の議会の議員
成田 守 青森県議会議員 建設むつ小川原企業委員会委員長
関係市町村の議会の議長
浅野哲郎 三沢市議会議長
和田勇治 上北町議会議長
蛇沢正紀 東北町議会議長
辻浦鶴松 六ヶ所村議会議長

2) 進捗状況
8月23日、設置
9月25日、第1回審議会開催予定

矢作川河口堰と徳山ダムについては現段階では委員会が設置されていない。

6. 1995年9月25日現在の状況

各地の状況 1995年10月25日現在

川辺川ダム、苦田ダム、細川内ダム、吉野川第十堰、足羽川ダム、渡良瀬遊水池の仲間は審議委員会に対してみな元気に対応しています。沙流川ダム群の仲間はこれから対応を始めるところです。川辺川ダム、足羽川ダム、沙流川ダムの審議委員会はそれぞれ発足し、第一回目の審議委員会が開かれてしまいました。

細川内ダムの審議委員会は木頭村長と議長がこの人選では出る結論が決まっているとして、審議委員就任要請（これまで県から3回あった）を拒否し、徳島新聞社の浅居氏も地元自治体が辞退しているならば審議委員会の意味がないとして就任を辞退しているので、発足していません。細川内ダム建設に反対する徳島県内の7団体が大同団結して「建設阻止の砦を築く」ということで「細川内ダム建設反対県連絡会」を10月1日に結成、署名活動や一坪地主運動を展開することになっています。審議委員会設置に対してその白紙撤回を求める運動は力と益々の広がりを見せています。

吉野川第十堰の第一回審議委員会は県民の多くの反対にもかかわらず10月2日に開かれそうです。県内の世論を喚起する中で、審議委員会が独走することを防ぐ活動が確実な広がりを見せています。報道関係も一丸となって会議の公開を要求しています。

川辺川ダム審議委員会の第一回会議は9月8日に市民には非公開、記者には公開というかたちで開かれました。この既成事実化と市民への非公開について抗議を継続しています。

足羽川ダムの第一回審議委員会は9月22日に記者にも非公開で開かれました。3団体の仲間はこの審議委員会が開かれる前日に審議委員会の撤回を申し入れ、同時に美山町ダム建設反対期成同盟会は「審議委員会が形式のみに終始し継続して強行されようとも、同盟会と地権者は断じて同意しないことを改めて決意表明する」と近畿地建局長及び福井県知事に明らかにしました。

苦田ダムは、各審議委員にこの重大性と問題点を明らかにし、審議委員を辞退することを促す葉書を運動理解者が出すことにしています。

渡良瀬遊水池は審議委員会の人選もできていません。これまでの運動に加え、関東地建局長と関係首長に対して、審議委員会を造らないこと、審議委員会構成に協力しないことを要請する葉書を運動理解者が出すことを考えています。

当面の作戦

以上の状況と、各地からよせられた考え方を基本に討議した結果、次に記す事項を当面の作戦としては如何でしょうか。

原則その1：各地域

1. 審議委員会の撤回を求める。
審議委員会が発足したところは審議委員に対して辞任をはたらきかける。
2. 地建に、ダム事業の見直しを主題とした連続シンポジウムの共催を求める。
審議委員会が発足した場合は上記原則に加え、
 1. 審議委員会の公開、全議事録の公開を求める。
 2. 審議委員会を徹底的に監視し、審議状況・内容の分析を行い、欺瞞性があればそれを広く明らかにする。
 3. 局面によっては開催日にスピーカーで不当性と開催中止を求めるなどの実力行使とはいえ、地域の状況にあわせた最善の取り組み、としか言い様がありません。葉書・署名作戦も大切なことでしょう。

原則その2：水源連東京事務局

- 各地の状況、建設省などの状況をできるだけ早く把握し、得た情報と分析を各地に返す。
 - 建設省をはじめとした政府対策、国会対策、関連団体対策、マスコミ対策をおこなう。
- 当面、「大規模林道問題全国ネットワーク」との連携・共闘をさぐり、国会内の動き作り・世論形成及びジャーナリズムへの働きかけを行う。
- 五十嵐広三氏との話し合いを実現させる。

7 最近の情報（10月24日現在）

1) 渡良瀬遊水地総合開発第2期事業審議委員会

1. 委員名簿

《学識経験のある者》

| | | |
|-------|-------|--------------------------|
| 根岸 博 | (栃木県) | 栃木県都市計画地方審議会会长（足利工業大学教授） |
| 早川仁郎 | (栃木県) | 下野新聞社代表取締役社長 |
| 藤井 清 | (栃木県) | 栃木県商工会議所連合会会长 |
| 磯部明彦 | (群馬県) | 群馬県立女子大教授 |
| 小西敬治郎 | (群馬県) | 上毛新聞客員論説委員 |
| 牛見 章 | (埼玉県) | 東洋大学工学部教授 |
| 増野武夫 | (埼玉県) | 埼玉経済同友会代表幹事 |
| 小柳武和 | (茨城県) | 茨城大学工学部教授 |
| 塙 東男 | (茨城県) | 笠間稲荷神社宮司 |
| 林雄二郎 | (千葉県) | 千葉県環境会議会長 |
| 岡 並木 | (東京都) | 武蔵野女子大学教授 |

《関係都県知事》

| | |
|------|-------|
| 渡辺文雄 | 栃木県知事 |
| 小寺弘之 | 群馬県知事 |
| 土屋義彦 | 埼玉県知事 |
| 橋本 昌 | 茨城県知事 |
| 沼田 武 | 千葉県知事 |
| 青島幸男 | 東京都知事 |

《栃木県議会議員》

| | |
|------|---------|
| 板橋一好 | 栃木県議会議員 |
|------|---------|

《関係市町長》

| | |
|-------|----------|
| 船田 章 | 栃木県小山市長 |
| 高際高徳 | 栃木県藤岡町長 |
| 金沢 豊 | 栃木県野木町長 |
| 針ヶ谷照夫 | 群馬県板倉町長 |
| 片野嘉作 | 埼玉県北川辺町長 |
| 小倉利三郎 | 茨城県古河市長 |

《関係市町議会議長》

| | |
|------|------------|
| 森田総一 | 栃木県小山市議会議長 |
| 関根芳市 | 栃木県藤岡町議会議長 |
| 古川順一 | 栃木県野木町議会議長 |

小倉五郎
片野庄一
井上 守

群馬県板倉町議会議長
埼玉県北川辺町議会議長
茨城県古河市議会議長

2. 進捗状況

10月12日、小山グランドホテルにて第一回審議会。

栃木県都市計画地方審議会会長（足利工業大学教授）根岸 博氏が委員長になった。
各都県記者クラブに加入の記者のみに公開。ただし、発言者名は記載しないとの条件付き。
一般市民の傍聴はさせない
提示資料は一般公開（閲覧）
議事録を作成し、閲覧方式で一般公開

3. 運動体としての対応

10月5日、突然に関東地建が審議委員名と小山グランドホテルにて第一回審議会を10月12日に開くことを発表。

審議会当日、会場に約30名で抗議に行く。撤回を求めたが受け入れられなかった。傍聴を求めるも受け入れられず。

今後、審議委員会全般については関東地建局長及び根岸委員長と交渉するとともに、審議委員一人一人に当方の見解を説明することを試みる。

2) 日本弁護士連合会第38回人権擁護大会シンポジウム（高知市）

第2分科会（清流をわれらの手に・・・）に参加して、水源開発予定地が抱える問題を提起すると共に、ダム事業審議委員会の欺瞞性を報告しました。この分科会では、建設省からの担当者2名、野田知佑氏、福岡賢正氏（毎日新聞記者）、千賀裕太郎氏（東京農工大学教授）、安岡宏高氏（十和村 村長）、猪崎武典氏（弁護士）がパネラーをつとめ、第1部で河川改修工事のあり方を、第2部ではダム・堰建設のあり方について討議をしました。建設省の2名に対して鋭い追及が続きました。

会場には川辺川ダム、細川内ダム、第十堰、苦田ダムと闘う仲間が大勢参加し、それぞれの状況を報告すると共に、建設省を追及しました。

終了後、水源開発問題全国連絡会関係からの参加者と弁護士会代表者3名とで話し合いを持ちました。見直し機関問題、審議委員会問題、ダム予定地住民の人権問題などで共に連携することを探りました。

3) 霞ヶ浦

霞ヶ浦の貯水池化を大前提とした世界湖沼会議を前にして、これに警鐘を鳴らす意味を込めたNGOフォーラムが10月20日～22日に潮来で開催されました。

1.3㍍の水位操作が来年4月から予定されています。これが実施されると自然形態が大きなダメージを受けるだけでなく、それに起因して水質浄化作用も甚だしく低下し、霞ヶ浦の水質悪化は更に深刻になることは明らかです。この水位操作は当面は全く必要性がないことでもあり、来年4月からの運用は止めさせなければなりません。

霞ヶ浦導水事業は利根川・霞ヶ浦間が完成、試験運転も終わってしまいましたが、那珂川・霞ヶ浦間はこれからのことです。この事業も自然環境に大きな悪影響を与えるばかりか、全く必要なない事業です。

NGOフォーラムでは主としてこれらの問題が主題として検討が加えられました。その結果、水位操作と霞ヶ浦導水事業を見直すための円卓会議の開催を建設省に要求することを決めました。あわせて、この円卓会議を支えるための霞ヶ浦調査団を結成することを決めました。

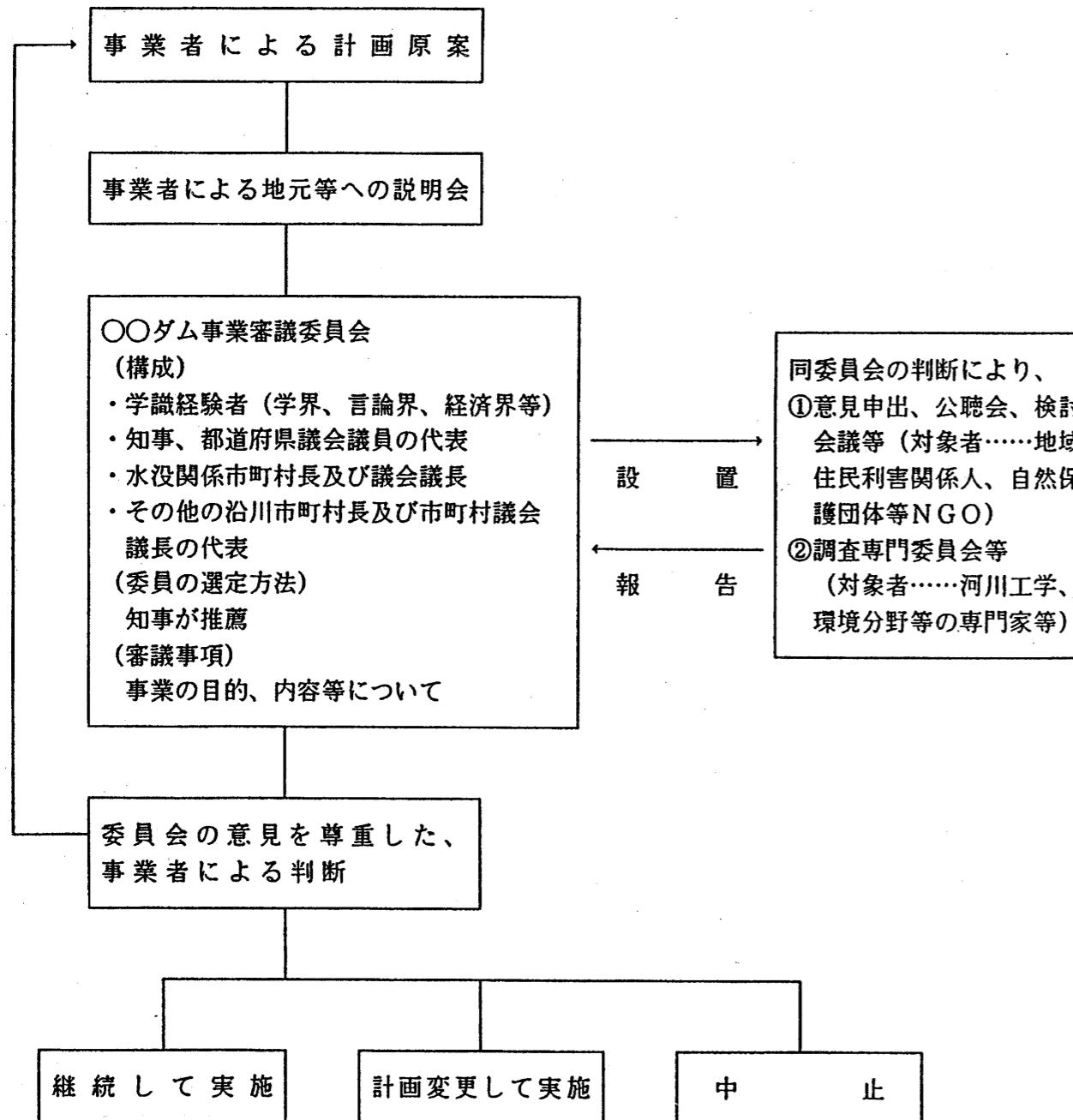
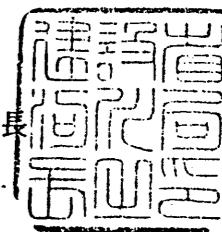
ダム事業の評価システムの試行

以下の場合、事業者から、ダム事業審議委員会へ意見を求める。

- イ) 新規事業について、事業採択（実施計画調査要求）前
- ロ) 既に実施中であるが法定計画未策定の事業については、法定計画作成前
- ハ) 法定計画作成済事業で、
 - ・関係都道府県知事、市町村長から要請があった時
 - ・計画作成から長時間経ち、社会情勢等の変化等により必要と判断された場合

各地方建設局長
北海道開発局長 殿
沖縄総合事務局長
水資源開発公団総裁

建設省河川局長



ダム等事業に係る事業評価方策の試行について

「大規模公共事業に関する総合的な評価方策検討委員会」が建設省内に設置され、大規模な公共事業に関しその事業の目的、内容等の事業評価を一層透明性、客観性を確保して行う方策についての検討が進められているところであるが、その一環として、ダム等事業については都市計画決定を行っている建設省の他の事業に比べ地域住民の意見を聴取する都市計画のような手続きが制度上必ずしも十分ではなかったという指摘を踏まえ下記により事業評価方策を試行することとしたので、遺憾なきを期されたい。

記

1. 事業評価方策試行の目的

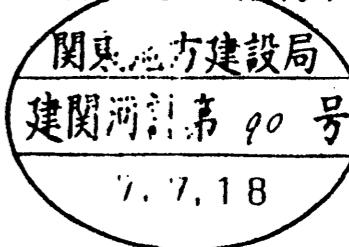
ダム等事業（ダム、堰若しくは湖沼水位調節施設の新築若しくは改築又は遊水池総合開発事業をいう。以下同じ。）に係る事業評価方策（以下「事業評価方策」という。）の試行は、別紙「ダム等事業審議委員会設置・運営要領」に基づき個々の事業毎に、当該事業の目的、内容等を審議するダム等事業審議委員会（以下「委員会」という。）を設置し、地域の意見を的確に聴取することを目的とする。

2 対象事業

事業評価方策の試行の対象は、次に掲げる事業とする。

- ①特定多目的ダム法（昭和32年法律第35号。以下「特ダム法」という。）に基づく事業又は直轄河川総合開発事業により実施するダム等事業
- ②水資源開発公団（以下「公団」という。）が実施するダム等事業（水資源開発公団法（昭和36年法律第218号。以下「公団法」という。）第55条第2号に規定する施設に係る事業とする。）

ただし、①又は②に掲げる事業のうち、堰については、湛水面積が100ヘクタール以上となるもの（改築による湛水面積の改変が50ヘクタール以下のものは除く。）とする。



3 委員会の設置

(1) 地方建設局長、北海道開発局長又は沖縄総合事務局長（公団が実施する事業については公団本社又は支社等の長を含む。以下「地方建設局長等」という。）は、次に掲げるときに、対象事業に関しその目的、内容等について地域の意見を聞くため、委員会を設置することとする。

①平成8年度以降の新規事業

実施計画調査の採択を要求しようとするとき。

②平成7年度までに着手している事業

イ 事業計画（特ダム法第4条第1項に規定する基本計画、公団法第19条第1項に規定する事業実施方針及び直轄河川総合開発事業の事業計画をいう。以下同じ。）未作成の事業については、事業計画の原案を作成しようとするとき。

ロ 事業計画作成済事業については、関係都道府県知事若しくは関係市町村長から要請があったとき、又は地方建設局長等が、事業計画作成後長期間が経過しその間の社会情勢の変化等から、地域の意見を聞くことが必要と判断したとき。

(2) 地方建設局長等は、委員会の委員を関係都道府県知事及び関係都道府県知事が推薦する者（関係都道府県知事が複数の場合にあっては、その協議に基づき推薦する者）に委嘱することとし、関係都道府県知事に対して、あらかじめ次に掲げる事項を示しておくこととする。

①ダム等事業の事業用地をその市町村の区域に含む市町村長及び市町村議会の議長は委員とすること。

②学識経験のある者については、当該事業に関し地域の意見を的確に反映させるのに適当な者とすること。

4 委員会の意見

(1) 地方建設局長等は、委員会の設置後速やかに対象事業に係る事業計画の原案又は事業計画について委員会の意見を聞くこととする。

(2) 地方建設局長等は、委員会の意見を尊重することとし、当該事業のその後の進め方について検討の上、本職に報告することとする。

5 平成7年度対象事業

事業評価方策は、2に掲げる事業について順次実施していくことを検討していくこととするが、当面の試行対象事業は次のとおりとする。

(1) 平成8年度以降の新規事業

(2) 平成7年度までに着手している次に掲げる事業

| 事業者名 | 水系名 | ダム等事業名 |
|---------|-----|----------------|
| 東北地方建設局 | 高瀬川 | 小川原湖総合開発 |
| 関東地方建設局 | 利根川 | 渡良瀬遊水池総合開発（Ⅱ期） |

| | | |
|---------|------|---------|
| 北陸地方建設局 | 黒部川 | 宇奈月ダム |
| 中部地方建設局 | 矢作川 | 矢作川河口堰 |
| 近畿地方建設局 | 九頭竜川 | 足羽川ダム |
| 中国地方建設局 | 吉井川 | 苦田ダム |
| 四国地方建設局 | 吉野川 | 第十堰 |
| | 那賀川 | 細川内ダム |
| 九州地方建設局 | 球磨川 | 川辺川ダム |
| 北海道開発局 | 沙流川 | 沙流川総合開発 |
| 水資源開発公団 | 木曾川 | 徳山ダム |

なお、上記事業に係る委員会は、本年7月中を目途に設置するよう努めるものとする。

ダム等事業審議委員会設置・運営要領

1 名称

○○事業審議委員会（以下「委員会」という。）とする。

2 設置者

(1) 直轄事業

地方建設局長、北海道開発局長又は沖縄総合事務局長

(2) 公団が実施する事業

①事業実施方針指示前は当該事業に係る河川を管理する地方建設局長

②事業実施方針指示後は当該事業に係る河川を管理する地方建設局長及び公団本社
又は支社等の長

3 組織

(1) 委員会の委員は、関係都道府県知事並びに学識経験のある者、関係市町村長、関係都道府県の議員及び関係市町村の議会の議長のうちからそれぞれ関係都道府県知事が推薦する者（関係都道府県知事が複数の場合にあっては、その協議に基づき推薦する者）に、直轄事業については地方建設局長、北海道開発局長又は沖縄総合事務局長が、公団が実施する事業については、事業実施方針指示前のものは地方建設局長が、事業実施方針指示後のものは地方建設局長と公団本社又は支社等の長が共同で、委嘱する。

(2) 委員会の委員の総数は、当該ダム等事業に関する都道府県の数によりおおむね次によることとする。

①1都道府県にのみ関係する事業 10人程度

②2以上の都府県に関係する事業 20人程度

③5以上の都府県に関係する事業 30人程度

(3) 委員会の委員の構成については、委員会の設置の目的に照らし、地域の意見を的確に反映させる構成となるよう、おおむね次によることとする。

| | 10人の場合 | 20人の場合 | 30人の場合 |
|-------------|--------|--------|--------|
| 学識経験のある者 | 4人 | 8人 | 10人 |
| 関係都道府県知事 | 1人 | 上記以外の者 | 上記以外の者 |
| 関係市町村長 | 2人 | 12人 | 20人 |
| 関係都道府県の議員 | 1人 | | |
| 関係市町村の議会の議長 | 2人 | | |

ただし、関係都道府県知事並びにダム等事業の事業用地をその市町村の区域に含む市町村長及び市町村議会の議長は委員とすること。

4 委員長

(1) 委員会に委員長を置くこととし、委員長は委嘱された委員間の互選によってこれ

を定めることとする。

(2) 委員長は会務を総理する。

(3) 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

5 議事

(1) 委員会は、委員の2分の1が出席しなければ会議を開くことができない。

(2) 委員会の議事運営については、委員会ごとに各委員の意見を聴いて定めることとする。

(3) 委員会は、会議終了の都度、その議事内容の概要を公表するものとする。

6 委員会の意見

委員会は、対象事業の目的、内容等について十分な審議を行った後、各委員の意見をとりまとめ、委員会の意見として述べることとする。

7 地域住民等からの意見聴取等

委員会は、必要と判断したときは、

①公開による地域住民、利害関係人、自然保護団体等からの意見聴取や、これらの者を対象とする公聴会の開催 等

②河川工学、環境分野等の専門家からなる調査専門委員会の開催 等
必要な措置を講ずることができる。

8 情報公開

地方建設局長等は、委員会の審議に際し事業計画の原案等の説明を行うとともに、委員会からの求めに応じ必要な資料を提供する等情報公開に努めることとする。

9 事務局

委員会の事務局は、直轄事業については、地方建設局河川部、北海道開発局建設部又は沖縄総合事務局開発建設部に置き、公団が実施する事業については、事業実施方針指示前のものは地方建設局河川部に、事業実施方針指示後のものは地方建設局河川部及び公団の本社又は支社等に置くこととする。

河川行政の転換を求める決議

以上のとおり決議する。

かつて河川は、さまざまな生物が住む豊かな自然環境を形成し、われわれに飲み水や灌漑用水を供給するとともに、水遊びややすらぎの場を提供するなど多彩な価値をもち、流域に特色ある文化を育んできた。

ところが、近年、三面コンクリート張り等の工事が施された結果、多くの河川は、単なる水路と化し、他方では、ダムにより流れを分断されて川に水がなくなるなど、河川本来の機能を失っている。

これは、国の主導による河川行政が、河川を治水の対象として制御し、あるいは水資源として利用し尽くすために、画一的な河川事業を行ってきたことによる。また、河川法をはじめとする河川関係の法律が、河川の多面的な価値の保全や水需要の抑制を含めた総合的な政策をとろうとする観点を欠いていること、住民や市町村が政策決定に参加できる仕組みがないこと、るべき環境アセスメント制度が確立されていないことが、こうした河川行政を許す原因となっている。

現在、全国各地でダム・堰の建設等をめぐり、住民との紛争が多発している。これに対し、建設省では、多自然型川づくりの導入や円卓会議の実施、ダム等事業審議委員会の設置など、河川環境保全に配慮し、住民との話合いの場を持つ動きが見られるが、いまだ不十分である。

今こそ、河川行政のあり方を転換するときである。われわれは、「清流」という言葉に象徴される河川の豊かな環境を守り、また、失われた清流を取り戻すため、国に対し、次のことを行政施策として実施するとともに、法制度として確立することを求める。

1. 河川管理の目的を、治水、利水だけでなく、河川の生態系と森林を含む流域環境を保全し、歴史的・文化的特色を生かした地域的特性をもつ川づくりに転換するとともに、水需要の抑制を含む総合的な水行政を推進すること。
2. 流域の市町村と住民が主体的に河川行政に参画できるように、協議機関などを設けるとともに、水資源開発基本計画等の各種基本計画の策定から事業実施に至るあらゆる段階の意思決定に際し、すべての情報を公開し、住民が参加できる制度を設けること。
3. 計画段階からのアセスメントや第三者機関による審査など総合的な環境アセスメントを実施すること。
4. 既に決定された計画や事業についても第三者機関による審査手続きを設けて、中止や変更の要否を審査し、かつ、審査結果に対する争訟手続きを認めること。

1995年(平成7年)10月20日

日本弁護士連合会

長良川河口堰円卓会議をありかえつて

1995年10月
文責 差止訴訟原告
村瀬惣一

1. 発端は野坂建設大臣の現地視察での自治労の提案だった。

この数年来、内閣交代の都度、新建設大臣による河口堰建設現場の視察と、地元双方——といつても“推進側”は3県知事の代理者と3町の町長および水防団・県議・婦人会等、行政のダミイだが——からの意見聴取が慣例化している。最後の視察は’94年12月13日だった。そのさい自治労岐阜県本部委員長市川重正氏から「円卓会議」によって事態の収拾を図るよう提案していただき、大臣も記者会見でこれに同調する旨発言した。本体工事を’93年度末に完了、本格運用を前に、2年間7回に及ぶ本省での「話し合い」の決着を、「成田」の前例にならってつけようと期待したのだろうか。それならば、省内においてそれなりの体制が、なかなかんずく官僚陣営に対する大臣の指導性の確立が必要だった。最少限、否定し難い客観的事実だけは認識を共有する覚悟が必要なのだ。

2. 円卓会議は1年間12回に及んだ「成田」の前例にならった話し合いの形態である（実はその前駆として「成田空港問題シンポジウム」に1年半かけている）。運輸省と地権者は実力行使と権力による強行をかけ、第3者による議長（ジャッジ）を介して合意点を創り出すことにつとめた。だが河口堰の場合、そうではなかった。

建設省の官僚陣営は、大臣の表明に衝撃をうけ、これを体制の危機とうけとめに違ひなく、年をこえて提示してきた省側提案の要旨は、1：座長（後述）は調査委員の中からテーマ別に各2名、2：参加者は中部地建・水資源公團・自治体関係者および反対・推進それぞれ同数の住民代表、3：テーマは4点、4：期日は3月末日まで。合意できた点はこれを尊重し、合意が成立しなかった事項については大臣が裁定する——というものであった。即ち、この会議において、施行者にとつて不都合なことは「合意不成立」の状態を維持しつつ期限満了まで持ちこたえてしまえば、アトは「原案」どおり何ら支障なく強行できる。円卓会議を単なる通過儀礼に変質させようとのコウカツな意図が丸見えなのである。事前折衝においては自治労中央本部にも仲介していただき、2：参加者は反対側住民代表5名、推進側は自治体1名、推進側住民代表1名、地建・公團で3名、計5名とする、4：期日は必ずしも3月末にはこだわらない（なお、非合意事項の強行を当方が容認するものではない）——とした。会場は長島町に設置する。一般公開。

3. 議題（テーマ）について省側は、1：防災等（主として漏水）、2：環境、3：塩分、4：機器の操作——を提示。これに対し当方は、1：防災とは単に漏水だけではなく、堰の存在による自然災害の増加、とくに桑名断層および天白河口断層と伊勢湾断層との関係（但し、活断層については調査段階で追加したもの）を重視すること、2：略、3：しゆんせつによる河川水および地下水の塩分濃度の変化ではなく、その結果として果して塩害は発生するか、およびその防除手段として

何が最適であるかを検証すること、4：木曾川水系の守備エリアにおける都市用水の需給関係を入れること（機器の操作は不要）——を申し入れ概ね合意に達した。

但し、水需要に関し、関係3県の担当セクションを出席させるべき、との当方の要求について省側は頗として応じなかつた。出席すれば河口堰を建設する本来の目的に関する論争において省側の完敗は必定だつたのだから——。

（注）省側原案の4項目は、河口堰完成後の通例の調査項目である。ダムの場合には、1：漏水、2：湛水による稚発地震、3：機器の操作——であるようだ。

4. テーマ別会議は次の2巡行われている。

| 日程 | 議題 | 座長（敬称略） |
|----------|-------|-----------|
| 3月12日（日） | 防災等 | 西条八束 和田吉弘 |
| 26日（日） | 水需給問題 | 西条八束 河村三郎 |
| 27日（月） | 環境等 | 奥田節夫 埼貝博美 |
| 29日（水） | 塩害等 | 西条八束 和田吉弘 |
| 4月13日（木） | 防災等 | 西条八束 和田吉弘 |
| 15日（土） | 環境等 | 西条八束 埼貝博美 |
| 16日（日） | 塩害等 | 西条八束 河村三郎 |
| 22日（土） | 水需給問題 | 西条八束 埼貝博美 |

（注）省側は下記の方々を「調査委員」に委嘱しており、円卓会議においては、その中から自己の担当する調査事項に關係のないテーマについて、各2名づつの方に座長をつとめていただいた。（○印=当方推薦）

防災 ○尾池和夫（京都大学教授） 河村三郎（岐阜大学名誉教授）

環境 ○西条八束（愛知大学教授） 埼貝博美（筑波大学教授）

佐藤正孝（名古屋女子大学教授） 和田吉弘（岐阜大学名誉教授）

塩害 ○奥田節夫（岡山理科大学教授） 埼貝博美（前出）

5. 会議の総括：一致した点、明らかになった点。

以上のような固いガードの下における会議なのであるから、河口堰それ自体の否定または本格運用の阻止には直接にはつながらなかつたが、それでもなお当方はつとめて客観的に否定できない「公理」とも云える命題（テーゼ）を土台として、できるだけ合意を創り出しつつ、これらを今後に発展させるようつとめたと自負している。別紙に「長良河円卓会議 一致した点、明らかになった点」（文責 天野礼子）を添付する。

長良川円卓会議（第1回～第8回）

取扱い、問題点について

第1回【防災】

1. 自治体代表の伊藤仙七・長島町長と反対市民が、次の点を大臣に求めることで一致できた。

- ①長良川河口堰周辺の、東南海地震、三河地震の各被害調査を行うこと
- ②揖斐・長良両河川堤防の抜本的強化、すなわち液状化対策及び耐震型堤防への変更を速やかに実施すること
- ③周辺活断層の活動履歴を調べること
- ④天白河口断層と伊勢湾断層間の調査などを追加すること

2. 調査委員の尾池教授は、「この地域は世界的に珍しい活断層の宝庫。活断層性の地震がこのすぐ近所に起ころる。プレート境界型の地震、内陸の地震含めて15回は少なくともこの地域は被害が歴史の中に残っていると思う。その履歴は学問的に調査して調べることをやってほしい。」

今回の調査で活断層の典型というようなデータを出した。河口堰があろうがなかろうが、地震に対する対応を今早くやらなければならぬものととらえてほしい。

桑名断層系は上下にずれる典型的な逆断層。地震は連動して起こるくせがある。地震が起これば桑名の町が2m位沈む。その後南海トラフの地震が連動して起こったら大津波がくる。堤防はそれを載せている大地が沈み、さらに液状化などで崩壊して低くなる。そういう観点をいれないと（安全性は）堤防の高さだけで議論しては恐い。

活断層が次にいつ動くのかトレンチ調査などを実施し、それが終了するまで、ゲートを閉めて水を貯めない方がよい」と述べた。

第2回【水需給】

1. 水需要の実績についてデータの確認をした。

反対市民は、1985年から92年の7年間の水需要の動向実績はフルプランによる2000年

の需要予測にむけての伸び率の3分の1であり、フルプランの予測は実績から乖離していると主張。工業では出荷額は順調に伸びているものの水需要は伸びていないのは産業構造の変化によるもので、工業用水は今後の需要の伸びは限られたとした。

2. 建設省は、高度成長期以前に作成した旧フルプランでは非常に大きな水需要を予測したのは事実であると認め、新フルプランにおいても予測が正しいかどうかは疑問としながら、関係自治体の長期計画や政策目標に従ったものであると説明した。

3. 反対市民は、負担額についてはおよそ愛知県400億円、三重県300億円、岐阜県500億円となり、利用予定の無い工業用水分は自治体が一般会計か借金で負担することになり、給水原価は2倍以上になると指摘した。

4. 反対市民は、水需給問題については愛知県・三重県・岐阜県の責任者が会議に参加すべきであると要求した。建設省は参加を呼びかけたが断られたと説明した。

5. 水需要に応えるために既設水利権の見直しをすべきである点について意見が一致した。

建設省は、水源開発の手法としてダムや堰などの構造物を造るだけの施策は考えていないと表明した。

6. 反対市民の質問「急いでゲートを降ろしても、新しい取水施設はないのではないか」に対して、建設省は「ない」と認めた。

第3回【環境】

1. 調査委員の西條教授は、「夏の渇水期で水温が非常に高いときに、溶存酸素の限界3mg/lを割るか割らないかということは、やはり実験したかった」と環境調査が不十分であったと述べた。

2. 調査委員の奥田教授は、「汽水域で重要なのは成層状態。淡水と塩水の濃度が徐々に変化するところに、河川に入ると界面をつくるわけで、これはやはり生態系にとっては大変なことだと思う」と述べた。

第4回【塩害】

調査委員の奥田教授は「マウンドをとれば塩水くさびは今までより長くなる。しかし、行ったり来たりで先端はぼやけたようになる。濃い塩水が底をはって一挙に上流まで行くという状態にはならない。それはモニターで予測できる。表層は、真水が補給され、塩水の排出機構さえ備えれば塩害が起こることはない。地下水についてはモニターしてあれば十分対応できる」「堰を開め切ってしまわなくても、いろいろな対策はある。堰を開いたときの夏のプランクトンの発生、下流側の堆積の問題なども残っている。今すぐ閉める必要はない」と述べた。

第5回【防災】

1. 大臣に提出した地震防災に関する「要望書」の内容とその意義について検討した。
《第1回の1. ①～④を参照》

調査委員の尾池教授は各要求項目について科学的な意義と調査の必要性を認めた。

この中で、津波に関しては伊勢湾断層によるものより南海トラフの地震で発生するものの方がはるかに大きい、既にこれから50～60年続く活動期に入っているので早く調べた方がよい、今回の活動期で地震を起こすかもしれない5つの活断層の1つに入っていると指摘した。

建設省は①は行う、②は行うが時間がかかる、③④は重要と認識していると回答。

2. 3月31日付けの大蔵コメントの第6項すなわち「地震についての調査は堰事業との関連ではなく、地域全体の問題として活断層の調査をするのが重要」という発言について建設省の姿勢をただした。

尾池教授は、地震防災対策の観点から建設省が広く関係機関によびかけて調査を進

めるという意思表示を評価する、とした一方、いつ次のどの断層が動くかという見通しが行なって、ほんの少しでも、河口堰に水をためておいて調べるのは不安であるという意見を野坂大臣に伝えたことを表明した。そして、「堰事業との関連ではなく」という言葉を入れた意味はわからない、と述べた。

3. プランケット工の地震に対する効果と限界について、兵庫県南部地震で崩壊した淀川河口堤防を例に検証した。

建設省はプランケット工のある部分での堤防の被害が少ないとしたが、淀川堤防の被害実態としてプランケット工のあるところでも堤防が沈下した事実とプランケットに亀裂が生じている事実を認めた。

4. 台風と洪水に関する災害の想定に関しては、伊勢湾台風規模の高潮高波に対して、あるいは洪水時の流下障害物に対しての堰柱の影響について、認識の違いが明らかになつた。

5. 漏水についてと河口堰が及ぼす防災上の影響については論議不十分のままである。

第6回【環境】

1. 堰を運用した場合、堰から上流域において汽水域だったところが淡水となり、それに伴う生態系の変化は間違なく起こるであろう、という点で認識が一致した。

2. 魚道の効果については認識が一致せず、5月20日までの調査結果をもって再度論議すべきであると反対市民より提案があつた。

3. 反対市民から、汽水域の指標として生態に注目し、専門委員を選ぶべきであると指摘があり、建設省からは、今後、河川管理の指標として水質のほかに生態も採用していきたいとの考えが示された。今までの建設省の調査にはそのようなものがなかったことが明らかになった。

4. 堤を運用すると堤下流の底層は高濃度の塩水となり溶存酸素が減少することが調査のデータから明らかになった。

水質が専門の西條委員からは、実験期間の不足とゲートを閉めて再度このような状態が起こるかきちんと実験をやっておく必要があるとの指摘があった。

5. 堤直下流には懸濁物が堆積する可能性について問題意識をもつ点で一致した。

反対市民は、溶存酸素の低下により分解が進まないと指摘した。建設省はDO対策船(1艇1億円超)による局所的な溶存酸素の改善の実験を紹介した。

6. 夏季の藻類の異常発生の事実がクロロフィルa量のデータから明らかになった。

西條委員は、もしゲートを閉めていたらそれが長期発生する可能性が大きいので、藻類の発生という問題に絞っても、夏の実験はぜひやらなければならない、と指摘があった。

西條委員からはさらに、「堤を運用するかどうかの調査とモニタリングとは本質的に違う。今まで5年間調査してきて一番重大だと思う夏の藻類の発生と酸素の欠乏という問題を考えると、大臣がなぜ夏のゲート閉鎖での藻類の増殖と酸素の欠乏についての実験を含めて、それを見て判断されるといわなかつたのか非常に理解に苦しんでいる」との発言があった。

7. 人体に与える影響について、湛水によるユスリカの異常発生と、その虫体がアレルゲンとなるアレルギー発生についての因果関連について指摘があった。ユスリカの種の同定まで含めた調査の必要性を指摘した。水公団では木曽川大堰に関連して木曽川ユスリカ研究会を63年から発足していることの紹介があった。

8. 堤が魚類に与える影響について調査が不十分である、生物の多様性ジーンバンクとしての観点が欠けていることの指摘があつた。

(以上)

第7回【塩害】

1. 岐阜市長と建設省とで、浚渫と堤運用一体論の必然性、塩害被害とその対策について、認識の乖離があった。

2. 専門委員の奥田教授からは、「表層は水を補給すれば、稻・農業に問題はない。明確な塩水くさびとして塩水週上を想定するのはやりすぎ。実際には鉛直混合が進んでおり、昨年の渇水時でも塩水週上は満潮時18km、干潮時13km。塩害が出ないように取水することはできる」との見解が示された。

3. 反対市民からは、岐阜県などから要望の強い治水対策の浚渫の着工を塩分濃度を観測しながら先行実施し、各種の調査を平行して実施、様子をみながら運用の議論を進めて行く、という浚渫先行提案を提示した。

西條委員は第8回の会議で、浚渫を先に進めて塩水週上は監視するという市民からの「浚渫先行提案」は妥当と述べた。

第8回【水需給】

1. 現状認識において、建設省は水源開発の過程で供給能力が需要を上回っていることは厳然たる事実として「余剰分の水」があることを認めた。

2. 将来の需給見通しにおいて、反対市民は「水は余っており新たに河口堰を運用する必要はない」とし、建設省は「超先行投資として余裕を持つ必要がある」とし、認識の違いが示された。

3. 反対市民より、愛知・三重などの行政担当者を入れた水需給のシンポジウムの開催と「まとめの円卓会議」の開催が大臣へむけ提案された。

西條座長は、「双方は、浚渫を行うという点でも一致したが、塩害防止の考え方で食い違っている。何らかの「円卓会議」をやってよかったという歩み寄りを半歩でも残せたらと思う。『まとめ』の会があればいいと思う」との見解を述べた。

大臣会見発言の要旨

1995年5月22日、野坂浩賢建設大臣は建設省記者クラブにおいて、長良川河口堰運用に関する発表を行った。大臣発表は記者質疑応答と合わせて1時間に及んだ。以下は、全文記録をもとにしてその要旨を箇条書きにまとめたものである。

〔経緯と決断〕

- ・円卓会議は一定の成果があったと思うが、一定の成果以上には詰まらなかった。
- ・今までの議事録を読み、この辺で結論を出したい。
- ・私の責任において判断した。
- ・5月23日から本格運用を開始する。
- ・長良川河口堰は3月31日に完成し、その管理権は水資源開発公団に移管した。

〔アユの週上について〕

- ・運用の決断を5月20日まで延期としたのは、アユの週上の問題等について昨年5月19日から調査を開始したので、1年間の調査は必要と考えたため。
- ・アユの週上は水温によって大きな違いがある、と河川局長が答えていた。水温によっては、他の河川とも大きく差異はなく週上するものと考えている。
- ・魚道は、いろいろな意見を取り入れて、日本一の魚道である。調査委員は一応の機能が發揮できるものと考えているという。

〔マウンドの浚渫について〕

- ・マウンドを浚渫すると、塩分は水より重いので、底に沈んでしまう。将来、塩分が地中に入れば、地下水等はすぐには除去できない。
- ・利根川の例を判断の材料とした結果、このような結論を出した。
- ・(水位は)最高堤防まで10センチぐらいしか上がりないだろう、という見方がされている。5センチが10センチになれば、住民の胸はおそらくだろう。できるだけ水位は低い方が安全である。何よりも、治水を考えいかなければならない。

〔ゲート閉鎖について〕

- ・塩水を入れたままになれば、川底で酸素がなくなる。大きな出水がないと水門を閉じることはできない。年に5~6回しかそういう機会がない。真水が強く潮を押し流す場合に閉めることになる。

〔水質調査について〕

- ・期間は6~9月まで、夏場の調査を行う必要があると考えている。

〔生態系について〕

- ・生態系は変わらないと言えない。汽水域の生態と真水になった場合の生態とはおのずと変わってくるだろう。
- ・塩水の必要であるヤマトシジミのかわりに、真水にした場合はマジジミを拡大するような体制に入った。

〔地震について〕

- ・地震については(河口堰の周辺ということでなく)濃尾平野全体の活断層について十分調査を要するという提言を受け、明日5月23日学者や関係省庁の技術者に集まってもらい、断層あるいは地震の問題について解明していく作業に入る。
- ・長良川は(ゲート閉鎖時)満水位時より8~10センチ程度しか水位があがらない。しかも流れているので(地震が発生してからゲートをあげることで)十分対応ができるのではないか。

〔水需給について〕

- ・水需給について、東海三県の知事、各市町、市会議長、町村長、町村会議長などに考え直す必要はないか尋ねたが、「水は是非将来の問題として必要である」、特に愛知県知事、名古屋市長は、「中部に空港を造るという事態になれば、水は必然的に相当量が必要である」と答えた。岐阜県知事は「他が必要でなければ、全部引き受ける」と発言した。

〔最後に〕

- ・安全も大切だが、環境も必要であるという考え方方にたって、全国の河川に対して、自然環境を十分に大切にして河川の整備を行うべきことを強くお願いをし、現在具体的に進んでいるところ。
- ・一人一人の皆さんの意見に耳を傾けて聞いて、建設大臣は一応こういう結論を出して、長良川河口堰問題について終止符を打ちたい。

(以上)

長良川河口堰に見る建設省のウソ一覧

長良川河口堰問題をわかりづらくしているのは“治水論”だ。官製治水論を振りかざして言葉巧みに漁師を説得したのは、建設省天下りの現職章乗知事。長良川ほとりの大半を岐阜県が擁し、河口部15キロだけが三重県を流れる。堰の建設現地となった長島町は最も河口部にあり、川より平均1.7mも低い。三重県にとって飛び地の小さな島にしかすぎない

ウソその1

治水のために河口堰が必要という三段論法の、ここがウソ！

= 治水論は流域住民説得のための捏造だ!!

野坂大臣の
言い分

1 河川の最大流量
を増やすために
浚渫する
(河床を掘り下げる)

3 満潮時に潮が
上がり塩害が増す
の堰が必要

S51年の安八の破堤は
堤防強度の不足による
もので容量不足による
ものではない！
浚渫は貯水が目的！

これが
ホント

海に近い部分では浚
渫の効果は少ない！

灌漑で克服した！

塩害の大発生など
考えられない！

= 災害時に無傷で残るのは堰本体だけ？

過去の災害に
見ると…

[高潮]

S39.9 伊勢湾台風
海岸部から逆流した高
潮により河口域だけで
死者5,000名弱

[洪水]

S51.9 安八水害
以前から住民が破堤の
警告をしていた場所で
決壊

[地震]

H7.1 阪神淡路大震災
震源から約40キロも離れた
淀川左岸でも液状化のため
堤防が滑落崩壊

野坂大臣の
言い分

堤防を強化すれば大丈夫

浚渫で河床を下げれば
こういう被害はなくなる

近傍に活断層はない

これが
ホント

高潮は一瞬にやってくる
ので怖い。河口堰こそ高
潮の障害物となり、両岸
の堤防を破壊させる！

ゲートを閉めると水
圧によって、ろう水の
著しい長島町の堤防
が決壊する可能性も

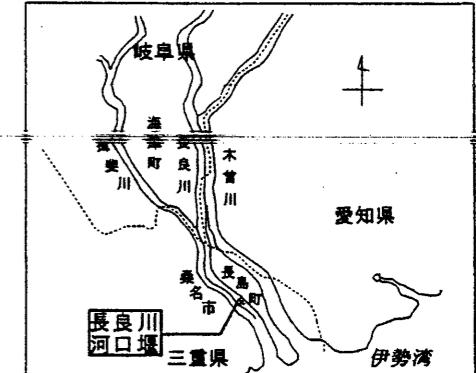
堰本体から1.2キロの桑名
断層。伊勢湾にも活断層。
2タイプの地震が連続して
起これば非常に危険！

長島の「防災」は、河口堰の計画時からずっと無視され続けたのだ。

建設省幹部をもって見なければ、このようち事實は決して見えない。

野坂大臣の罪は、真相を知りながらゴーサインを出したことだ。

私たちはそのウソの数々を解き明かす。



ウソその3

環境への悪影響はない

という言い分の、ここがウソ！

= 水質悪化を引き起こし、生態系への影響も大!!

野坂大臣の
言い分

堰上流でアオコが発生
するなどの水質悪化は
考えられない

ロック式魚道があるの
でアユやサツキマスも
川をのぼれる

ヤマトシジミとマジミ
を放流するので大丈夫

これが
ホント

ゲートの閉鎖により
アオコが発生 (H7.9.28
東京新聞、毎日新聞)

28キロに至るダム湖を
越えて仔魚が海にたど
り着くのは困難

堰上流はヘドロが堆積し
酸欠状態となってシジミ
は生存できない

ウソその4

充分な水源を確保するために河口堰が必要

という言い分の、ここがウソ！

= 水は余っており、地元は不要な水のために
巨額の支払いを強いられる

野坂大臣の
言い分

生活用水、工業用水の増加
により水需要は増大する
※S43.10 木曽川水系における
水資源開発基本計画決定

H6の異常渇水時に河口堰
が運用されれば…

●未敷設工業用水道の負担金

愛知県 365億円
三重県 307億円
岐阜県 505~545億円

これが
ホント

高度成長の終焉にともない
水需要の伸びもストップし、
水は余っている

堰で取水できる水は質的
にも量的にも異常渇水時
には役に立たない

相模川キャンプインシンポジウム

連絡先 〒229 神奈川県相模原市中央4-2-7

代表 岡田 一慶

☎0427-56-6916

川は誰のものか・コアジサシ、カワラノギクにかわって相模大堰に反対する

■相模大堰とは

神奈川県の中央を南北に流れる相模川、その河口から12km地点の厚木市岡田と、海老名市社家の間に、長さ495m、高さ2.75mの巨大な全面締切型の堰として計画しているのが「相模大堰」です。これは、現在建設中の宮ヶ瀬ダムを水源とし、上水道用の取水を目的としています。工事主体は神奈川県・横浜市・川崎市・横須賀市で構成される神奈川県内広域水道企業団。

この大堰計画は、高度成長期の1969年に将来の水源開発のためと建設省が立てた宮ヶ瀬ダム計画とかかわっています。74年にダム計画が決定、85年には相模大堰建設設計画を決定しました。

■相模大堰に反対する理由

1. 過大な水需要予測

相模大堰で15t/s(1日最大130万t)の取水をするための水源となるはずの宮ヶ瀬ダムは、実は7t/s(1日60万t)を取水する水量しか貯水できないことが、専門家のシュミレーションで明らかになっています。

ダムができる中津川と、導水管によってダムに導水する道志川の流域面積が狭く、ダムに十分な水が流れこまないためです。さらに、相模川は流量の70%が既に使われており、渴水期には90%を越えています。全国的にも稀なほど搾りとられた相模川は水量が極端に枯渇しているといえるのです。

また、水の需要から考えても、将来神奈川県が130万tもの水を必要とする理由は見当りません。工業用水の需要は、工業形態の変貌と節水型設備の拡大により減少しているからです。人口増も2010年には頭打ちになり、減少はじめる予測です。

現在の神奈川県の水源保有量は1日500万tで、給水量は380万t(92年)ですから、水はだぶついているのが現状で、昨年夏の渴水騒ぎの中でも何の不足もなく、川崎市などでは、割り当てられた水を東京都に23万tも分水しているほどです。

「21世紀の水源」等と宣伝され、供給実績から大きくかけ離れた水需要予測により必要性が強調されている宮ヶ瀬ダムは、結局工事のための工事として強行されたものと言っても過言ではありません。

2. 無駄な工事と水道料金の値上げ

これらの計画は、神奈川県内広域水道企業団の相模川水系建設事業として計画され、総事業費6400億円(内2200億円が宮ヶ瀬ダム、導水工事420億、相模大堰400億、利子等含)

め1兆円以上)のうち、県民の負担は5000億円を越えています。その全てが税金と水道料金に溶かし込まれるわけです。現にこの計画のために横浜市・川崎市では最高20%もの水道料金の値上げが行なわれました。宮ヶ瀬ダムが完成するころには再度の値上げは必至と言えます。

3. 併設橋道路による小学校の教育環境破壊が

相模大堰には併設橋(相模新橋)の計画もあり、ことあろうにその取付け道路が厚木市立相模小学校を分断するものとなっています。当然、父母や地元自治会の強い反対運動が始まりました。しかし、昨年秋県や市当局は都市計画決定を強行し計画を進めようとしています。

4. 破壊される貴重な生態系

相模大堰の建設予定地は、相模川では数少ない自然が残っている場所です。ヨシ群落からなる河原やアユの産卵地の早瀬、魚達に貴重なワンド、エノキを中心とした雜木林、イタチやタヌキ、キジ等が棲む草原、カワセミの採餌場、相模川最大のコロニーがある中洲、カワラノギクやタコノアシなどの貴重な水辺植物等豊かな生態系を残すところです。すでに、8月からの工事によって壊滅的な打撃を受け、海老名市側の林・河原はブルトーザーとユンボの下敷きとなり、キジやタヌキその他の動物たちは住みかを追われ、付近の河原を逃げまどっている。タコノアシは私達の、再調査要求・抗議行動の中で移植が強行された。

5. 建設予定地は液状化の危険地帯

相模大堰予定地周辺は、関東大震災に大規模な液状化が起こり、海老名市社家地区は家屋倒壊率91%と記録されています。県のアボイドマップでも液状化の予測がされておりそのような場所に取水施設は不適当です。

■差止め訴訟へ

私たちは、平成2年環境アセスメント開始と共に行動を起こしました。多くの反対意見書や、公聴会での意見陳述、生態系を守る「自然にやさしい取水方式の代替案」の提起等を行なってきました。一昨年10月には県内の環境保護団体、消費者団体等と4000人の大監査請求を行ないました。しかし、県監査委員会は門前払いという不当な決定を行いました。

そのため、私たちは4000人の声を法廷の場で生かすべく、県知事が相模大堰事業へ公費支出を行なうのは違法だとする「住民訴訟」を起こしました。これまで8回の口頭弁論を通じてアユ等相模川の動植物に代わっての原告の意見陳述を行い、公費支出の違法性を訴えると共に環境裁判としてこの訴訟を行なっています。

■神奈川県・水道企業団との話し合い(通称円卓会議)始まる。

94年12月22日に相模大堰の水利権使用許可申請が建設省に出された。そこで水利権許可の保留を求めて、95年1月19日に憲法16条に基づく誓願法に依拠し

た建設大臣への誓願を行なった。これに対し建設省は、2月1日「市民団体より要請のあった以下の事項について、県・水道企業団が市民団体と誠意を持ち話し合うよう指導する。①タコノアシ②カワラノギク③アユの産卵場④コアジサシの営巣地⑤取水方法。必要に応じて専門家の同席を求めて行なわせる。話合いは公開とさせる。宮ヶ瀬ダム開発水量15トン/秒の妥当性については、必要があれば関東地建より説明させること」という対応を行なった。

これに基づき、2月22日から相模大堰に関する話し合いが神奈川県・水道企業団対相模川キャンプインシンポジウム・相模大堰訴訟原告団という話し合いが開始された。この話し合いの設定にあたって私達は、専門家も交えた完全な円卓会議の方式を主張したが残念ながら、双方から司会者を出し、1回毎に交互に司会進行を行なうという形で開始された。（そのため、通称相模大堰円卓会議といわれる）10月末現在まで1回の話し合いが行なわれており継続中である。

■既存の寒川堰を利用すれば、相模大堰は必要なし

6月4日第5回の相模大堰円卓会議で、現在寒川取水堰で12トン/秒（100万トン/日）を取水している「相模川高度利用事業」の水利権が解消するという重大な事実が明らかになった。この「高度利用事業」とは、相模大堰予定地の5キロ下流にある寒川取水堰より下流に放流すべき河川維持用水の全量を水道水に転用したもので、あくまで暫定的なものです。

しかし、神奈川県はそれを承知の上で、「高度利用事業」の水利権を確保すると明言し、第2次新神奈川計画の水需給予測でもそれを保有水源として算定してきた。当初から、高度利用事業用は宮ヶ瀬ダムの完成後、その開発水量15トン/秒のうちの12トン/秒を使って、高度利用事業分の取水安定をはかるものとしていれば、寒川堰の取水量を3トン/秒増やすだけでよく、相模大堰等の必要は全くなかった。寒川堰では現在20トン/秒の取水・浄水能力があり、3トン/秒の能力増は可能である。

県・水道企業団が円卓会議で明らかにした計画でも、寒川堰で宮ヶ瀬ダム開発水を2005年まで取水し、浄水施設も既存のものを使うこととなっている。しかも、その後は全くの遊休施設となってしまう。これは相模大堰を建設しなくても寒川堰の利用で十分対応できることを示している。相模大堰を中心とした水道企業団の「相模川水系建設事業」の事業費は宮ヶ瀬ダム関連の負担分を除いても、4200億円にもなる。本来必要のない工事のために県民を欺き、不当な巨額支出をすることは許されない。

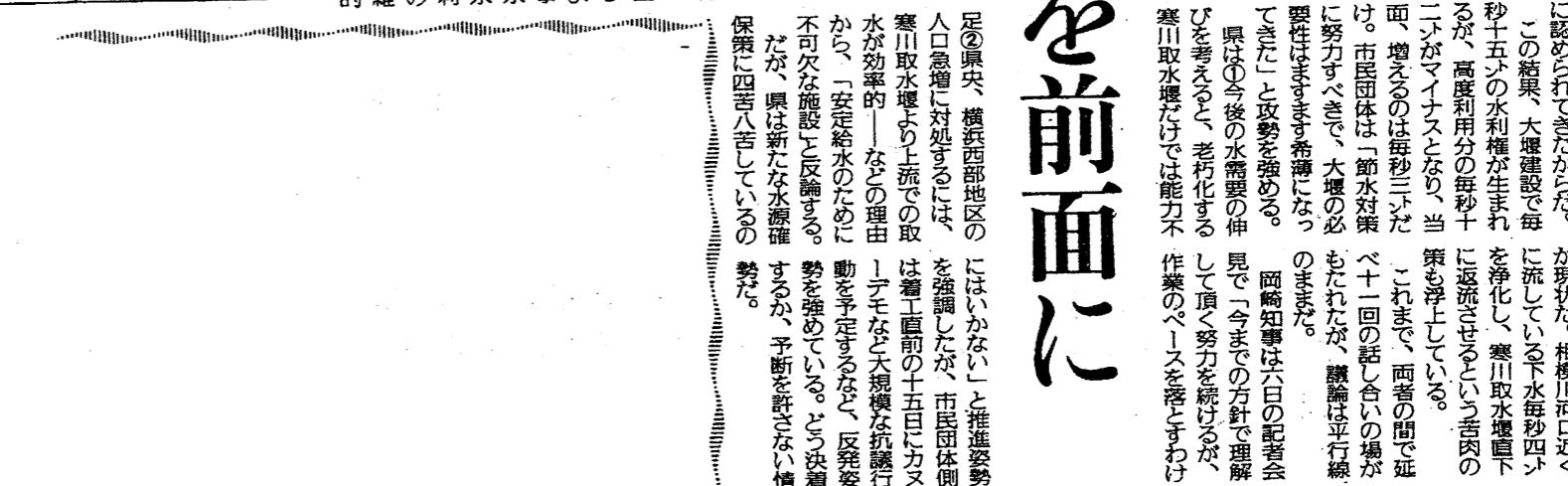
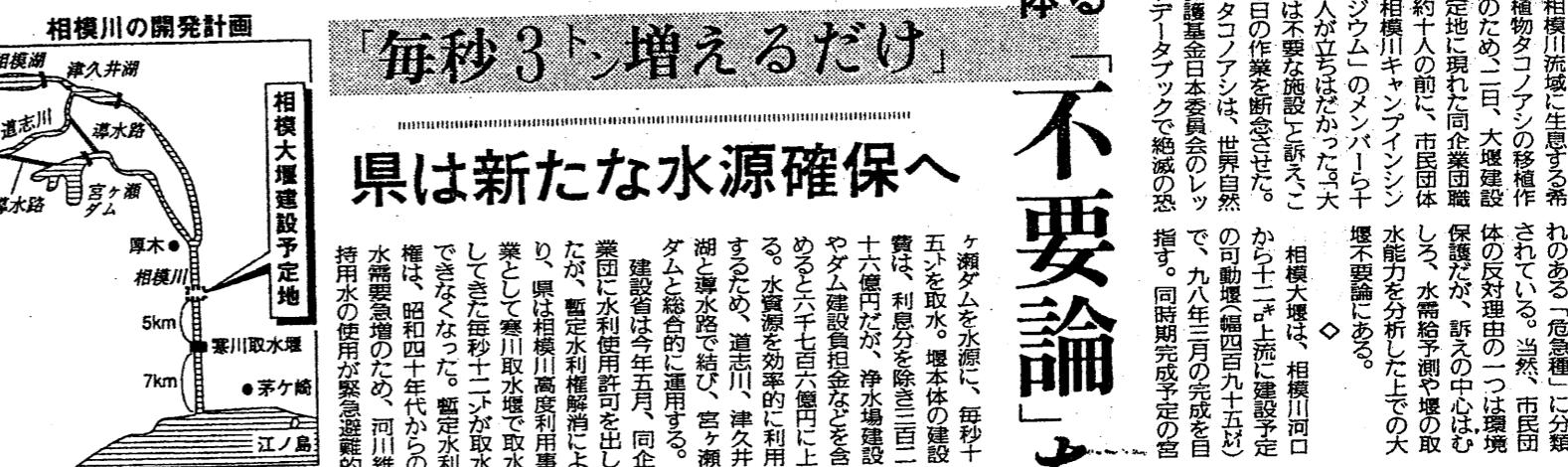
■談合疑惑の中の工事強行

8月16日にはポンプ場、10月16日には堰本体と工事の開始を強行してきた水道企業団に対して私達は、事前の談合情報どおりの入札があつたことや、レッドデータブック危急種のタコノアシの移植が、全く不十分な調査と、実験データもない乱暴で工事の都合だけでの移植計画でしかないことを明らかにし、市民も含めた再調査を

要求してきました。しかし、水道企業団は私達の抗議行動で延期されてきた移植を強行した。さらには、10月16日には、調査漏れのタコノアシを草刈り機で刈ってしまうというようなことを行ないながら、堰本体工事に入りました。

これから3年間の工事の期間も、堰の不要性・付近の住民の生活・そして相模川中流域の貴重な自然生態系を守ることの重要性を粘り強く訴え続けるとともに、先日発足させた「相模大堰監視委員会」の活動を通じ、環境アセスメント違反等のチェック監視行動を続けていく計画です。引き続き法廷に場での違法性の追求も行なっていきます。

(月曜日) 言葉 章 月刊 地域ニュース 95.10.9 13S 相



「相模大堰 円卓会議」の中間総括案

・宮ヶ瀬ダム計画時代からの政治状況

長州知事当初は宮ヶ瀬ダムに反対、後に工事に賛成

長州県政のオール与党体制（共産党を除く）の下で計画は進行

社会党は動けず、労組も「命と暮らしを守る県民会議」の枠での動きにとどまる。その中で数年前から、今回の「円卓会議」とは別に、対県交渉を行なってきた。

・研究者が多くも県内の運動には非協力的

・「円卓会議」のスタートが私達は、建設省の行政指導に基づくもと主張したのに対し、県・水道企業団は広報用冊子「相模大堰」が出来たのでその説明のための場と主張。県が、建設省の指導を出来るだけ薄めようとするなかで、会議の性格づけがなされた。そのため、「話し合いが終了するまでは工事を行なわない」等の歯止めをかけることが出来なかった。第3者が間に入るという体制もなく、実態として円卓会議とすることは出来なかったが、県・水道企業団と対等の関係で議論をする場がはじめて実現した。

・そうした中でも、司会者をそれぞれから1名づつ出し、1回毎に司会を交替するという運営の形になった点は、対等の関係に近付ける点で評価出来るものだった。

・会議の公開性は、完全に保たれ、全く誰でも参加発言出来る場となった。毎回約30名の参加

・資料の公開については、県の情報公開条例を基準としつつ、かなりオープンにさせることが出来たといえる。

・話し合いの経過の中で、宮ヶ瀬ダムの開発水量のシミュレーションを基にしての取水量の問題、暫定水利権解消問題、寒川堰の活用、河川維持用水のなし崩し的削減

等の問題で新しい事実を引き出したり、理論的に追い込むことも出来た。

・しかし、それらの内容が比較的複雑な内容であったことや、私達の運動体制の弱さから計画の問題点を、話し合い以外の場の運動に十分に広げることが出来なかった。

・こうした、話し合いを行なうにあたっては、理論的な詰めを十分に行なう体制とともに、平行した広範な運動づくりの中に、話し合いで明らかになった事実等をうまく生かしていくことがなされなければ、理論的には勝てても、実態として計画に歯止めをかけることは出来ない。私達の場合、決して「円卓会議」に振り回される事無く他の側面の運動も様々に行なって来た。しかし、8カ月に11回という「円卓会議」に必要なエネルギーが、かなりのものであったことも事実である。「会議」での理論的な成果を、十分に運動に生かしていく体制（国会・県会・市議会・広範な市民団体・労組等への広がり等）を作りきれないまま本体着工という事態を迎えており、「円卓会議」も継続中である。

文責 相模川キャンプ イン シンポジウム 佐藤

1995年(平成7年)5月16日

月16日 火曜日
相模大堰建設
神奈川県立大堰

卷之三

「アセス変更手続きを」市相模大塚で県などへ申し入れ

強行回避を申し入れ

三秦保惠圖

水利開拓團は、第一の川崎に於ける水利開拓事業の益の総額を算出し、大坂（おおさか）=原木市記者会見にて「苗三キリ」と申された。苗三キリは、田中回連隊長の田中義典によれば、「苗三キリ」が水利開拓事業の益であることを示す言葉である。田中義典によれば、「苗三キリ」は、田中回連隊長の田中義典によれば、「苗三キリ」が水利開拓事業の益であることを示す言葉である。

1995年(平成7年)5月17日

水曜日

1995年10月28日

建設大臣
森 喜朗殿

水源開発問題全国連絡会
代表 矢山有作

「ダム事業審議委員会」に関する要請

建設省は「ダム事業の評価システムの試行」と称して、計画策定以来数十年経過した11の水源開発事業について「〇〇事業審議委員会」なるものを発足させました。

この評価システムの試行には下記三点の特徴があります。

1. 『評価システムの試行』は、「事業評価を一層透明性、客観性を確保して行う方策」とはいうものの、私たちが求めてきた「第三者機関による見直し」ではなく、「事業者による見直し」である。
2. 『評価システムの試行』において、ダム審議委員会を構成する委員の推薦が知事に一任されている。
3. 審議委員会の構成は、事業促進の立場の人々が大半を占める仕掛けになっていて、事業に反対の立場を持つ人が参加する機会はほとんどない。

これには次のような問題があります。

1. 事業者が決定した事業計画を事業者が見直し、それを第三者的見直しの如くみせることはまったく無意味なことである。これまで元建設大臣・前内閣官房長官である五十嵐広三氏が再三言明しているように、第三者機関による見直しでなければ、公正さは期待できない。
2. 知事はこれまで事業推進の中心的役割を果たしている。知事が建設省の実質的出先（機関）であることは周知のことである。このような知事が委員を推薦する『ダム審議委員会』から出される結論は、「事業計画追認・推進」以外ありえない。
3. 見直しは対象事業の必要性を真摯に検討することである。事業に反対の立場の人々がほんの一部しか加われないような委員会構成ではそれを期待することはできない。『評価システムの試行』に示されている委員会構成では、反対の立場の人は初めから過半数を占める事業推進者に押しつぶされるのは、明らかである。

私たちは、このような性格を持つ『評価システムの試行』のねらいは、「ダム事業の推進」と「全国で闘われている水源開発反対運動の切り崩し」にあるととらえ、去る7月26日に建設大臣に面会し、『ダム事業の評価システムの試行』の撤回と、私たちが先に作成した「公共事業見直し機関」草案を骨子とした「第三者機関による見直し」を求めました。

私たちの要請に対する回答がないまま、不当にも各地で審議委員会が開かれています。細川内ダム事業審議委員会の審議委員就任を要請されている、木頭村の村長と議長は、この審議委員会の構成では「結論が事業推進以外ありえない」として、委員就任を拒否

しています。同じく委員就任を要請されている浅居氏（徳島新聞社論説委員長）も、木頭村の村長と議長が参加しない審議委員会は無意味であるとして、委員就任を辞退しています。私たちは3氏のこの判断を支持し、支援します。

川辺川ダム、苦田ダム、足羽川ダム、渡良瀬遊水池総合開発、沙流川総合開発に関する審議委員会についても、現地の住民団体はこれらの撤回を求めていますが、その要求を無視し、住民には非公開というかたちで審議会が開かれています。

吉野川第十堰審議委員会については住民団体が委員選任のやりなおしと全面公開を求めていますが、これも無視した状態で審議委員会が開かれました。

建設省が、「事業評価を一層透明性、客観性を確保して行う方策」、として発足させた「ダム事業審議委員会」の欺瞞性は、このように国民の前に明らかになりました。

これらの事実を踏まえ、去る7月26日の要請事項に加え、以下のことを要請致します。

1. 直ちに「ダム事業審議委員会」を中止・撤廃すること。
2. 中止・撤廃を決定するまでは、「ダム事業審議委員会」を全面公開すること。
3. 「ダム事業審議委員会」にかえて、水源開発問題全国連絡会を構成する住民団体と各地方建設局が、各事業の本質的見直しをおこなうための「連続シンポジウム」を共催すること。
4. ダム予定地自治体の首長・議長が、事業反対の立場を貫くことを目的に審議委員就任を拒否もしくは途中辞任した場合は、当該自治体住民の人権擁護の立場から、当該計画を白紙撤回すること。

水源開発問題全国連絡会美山町総会宣言（案）

水源開発予定地に指定された地域の住民は、公共投資の削減などの「生活基盤切り崩し」という行政圧迫を受け、その人権を否定されるほどの差別にさらされてきた。

水源開発にどのような理由があろうと、開発予定地に指定された地域の住民には、自分たちのふるさと（地域社会と自然）を守り抜く権利がある。

この権利は何者も侵すことができないものであることを先ず第一に確認しよう。

水源開発はその予定地のみならず流域に大きな影響を及ぼす。

流域住民にはその流域を守りぬく権利があるにもかかわらず、権利の行使を明確にしてこなかつた。そればかりでなく、水源開発の要求をもしてきた。

そして利権を食い物にするものたちは、水源開発が流域住民全体の意思であるかのように主張しつつ、無用な水源開発を推し進めるに今も躍起になつてている。

結果、流域住民ははからずも、水源開発予定地域住民の権利を踏みにじることにも、加担することになつてしまつた。

いま、流域住民は、水源開発が流域に様々な疲弊をもたらすことを、知つた。

私たちは基本に返ろう。

水源予定地の住民は、ふるさとを踏みにじるもの拒否しよう。

流域住民は水源開発による不利益を叫ぼう。

利権者集団のこれまでの誤りを糾弾しようではないか。

水源予定地の住民は、公共事業削減などの行政圧迫による水源開発の強行を決して許さない。

流域住民は、よそに犠牲を強いることのないシステムを造ろうではないか。

私たちにいま必要なのは、利権者集団に左右されない自治を築くことである。

私たちは連帯し、国と県、そして利権者集団に対し、

無用な水源開発がなくなるまで闘いぬくことを

ここに宣言する。

一九九五年一〇月二八日

水源開発問題全国連絡会美山町総会参加者一同

1995年度水源連 会計報告

10月24日 現在

收入

| | |
|---------------------|----------------|
| 前年度繰り越し金 会費、力ニハ。 | 136,837 |
| | <u>156,500</u> |
| | 293,337 |

支出

| | |
|----------------------------|-------------|
| 通信費(切手、葉書、封筒) 名入小用紙 | 85,574 |
| 印刷費(名入小用紙、報告書) 申込書、FAX) | 32,074 |
| 送料(宅急便) | 4,480 |
| 角印、工事印 | 28,430 |
| その他(250-152) | 633 |
| | <u>3210</u> |
| | 154,401 |

残金 138,936 円

切手 13,510 円分

水源連事務局会計担当

遠藤幸子

公共事業チラシプロジェクト 会計報告

('95.1.26)

於 星陵会館
参加者 194名

收入

| | |
|--------------------|----------------|
| 参加費(含資料代) 1000×194 | 194,000 |
| 資料代、力ニハ。 | 12,000 |
| 力ニハ。(佐高、下木村) | 60,000 |
| 木頭村 | <u>100,000</u> |
| | 366,000 |

支出

| | |
|-------------|---------------|
| 看板(含設置、撤去代) | 46,660 |
| 星陵会館設備利用費 | 25,020 |
| " 小会議室利用費 | 67,150 |
| 昼食代 | 10,730 |
| 丁一郎代 | 2,110 |
| 講師謝礼(4人分) | 120,000 |
| 週間会報日広告代 | 72,306 |
| " 版下代 | 10,000 |
| 打合せ費 | <u>12,000</u> |
| | 365,976 |

残金 24 円

資料集

收入

| | |
|------------|--------------|
| 木頭村 (100冊) | 50,000 |
| 金水道下部 (50) | 75,000 |
| 星野村 (100) | 50,000 |
| 東水房 (100) | 50,000 |
| 鶴水道下部 (90) | 45,000 |
| その他 (75) | 37,500 |
| 力ニハ、送料 | <u>1,240</u> |
| | 308,740 |

支出

| | |
|-----|---------------|
| 印刷代 | 237,930 |
| 送料 | <u>16,171</u> |
| | 254,101 |

残金 54,689 円